## 県と市町の関係に係る補足資料

- 1 今回の「県民投票条例」による県民投票を実施するためには、市町の協力が必要 である。
- (1)今回の県民投票に係る投・開票等の事務は、選挙や長・議員の解職請求などの直接請求による住民投票と異なり、県の事務である。
  - ・ 県知事選挙や県議会議員選挙は公職選挙法により、議会の解散請求や議員・長の解職請求は地方自治法による公職選挙法の準用により、投・開票事務等は市区町村選挙管理委員会が行うこととされている。
- (2) 平成 12 年 4 月以降、県は市町村に対し、一方的に事務を委任することができなくなった。
  - ・ 平成 11 年度以前の旧地方自治法(旧 153 条)では、都道府県知事はその権限に属する 事務の一部を、市町村の意思に関係なく知事の判断で市町村長に委任することができた。
  - ・ この規定により委任を受けた市町村長は、いかなる事由をもっても拒否できないと解されていた。(行政実例 昭 24.1.13)
  - ・ 都道府県で唯一実施された沖縄県の「日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票条例」による県民投票は、自治法改正前の平成8年に実施されたもの。
- (3) したがって、今回の県民投票における投・開票等の事務を市町に行ってもらうためには、市町の協力が必要となる。
  - ・ 市町に投票資格者名簿の作成や投・開票等の事務を行ってもらうためには、「事務の委託(自治法第252条の14)」を行う必要がある。
  - 事務の委託を行う場合には、知事と市町長が協議により規約を定めることになるが、この協議については、県と市町双方の議会の議決を経なければならない。
- 2 市町の協力が得られなければ、県では条例案の定める投票資格者名簿を作成する ことは不可能であり、また、投・開票事務を行うことは実務上極めて困難である。
- (1) 条例案どおりの投票資格者名簿の作成が不可能である。

県では、投票資格者名簿作成に必要な

- ・ 投票期日において県内市町村に住所を有する年齢満18年以上の日本国籍を有する者
- ・ 引き続き3月以上当該市町村の住民基本台帳に記載されている者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者

・ 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予 中の者を除く)

を把握することができない。

## <参考>投票資格者の比較

区分	年齢	投票資格の有無		
		成年被後見人	禁錮刑以上の刑	公民権停止
県民投票条例案	満18年以上	有	無	有
公職選挙法	満20年以上	無	無	無
選挙人名簿抄本の閲 覧で得られる情報	0	×		
国民投票法	満18年以上 ※(満20年以上)	無	有	有

<sup>※</sup> 国民投票法附則第3条第2項の趣旨により、公職選挙法、民法等が改正されるまでの間は年齢満20年以上

- (2) 投・開票の事務を県が直接実施するのは困難である。
  - ① 投・開票事務従事者の確保
  - ② 投票所 (期日前投票・投票日当日の投票所)、開票所の会場の確保
  - ③ 投開票資機材(投票箱、投票記載台、計数機 等)の調達

- が困難である。